

事務連絡
令和元年11月18日

各都道府県教育委員会特別支援教育主管課
各指定都市教育委員会特別支援教育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

令和元年度特別支援教育に関する調査について（依頼）

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、特別支援教育を推進しており、各管理機関に御尽力いただいているところです。

については、令和元年度における特別支援教育の状況等を把握し、今後の施策の参考とするため、別紙1の実施要領に基づき調査を実施いたしますので、御多用中恐れ入りますが、下記の事項に御留意の上、調査の実施につき御理解・御協力をお願いします。

また、今後の特別支援教育に関する調査の予定について、各教育委員会や各校の皆様があらかじめ見通しを持って対応することができるよう、別紙2のとおり取りまとめましたので送付いたします。なお、調査内容及び調査頻度については、特別支援教育に関する実態を把握し、政策立案にいかすため変更する可能性もございます。

記

- 1 調査票の記入に当たっては、以下の点を踏まえ、それぞれの調査項目に示されている基準や例示等に基づいて、学校や教育委員会等が把握したものを基に入力すること。
 - (1) 各調査の回答に当たっては、別紙1の実施要領及び各調査の調査要領（別添1及び別添2）を確認の上、調査票を作成すること。
 - (2) 調査票は、電算処理による自動集計を行うので、提出するデータについては、シート及びセルの変更、加除等の加工は行わないこと。
- 2 調査票については、別紙1の実施要領に記載された回答期限までに電子メールにて提出すること。

本件連絡先

○特別支援教育課支援第二係 小林, 五ノ井
電話：03-5253-4111 内線:3257
e-mail：kisokan@mext.go.jp

○医療的ケアに関する実態調査については
特別支援教育課支援第一係 上久保, 坊
電話：03-5253-4111 内線:3192
e-mail：seika@mext.go.jp

令和元年度特別支援教育に関する調査実施要領

1 調査の概要

調査の回答に当たっては、各調査の調査要領に基づき調査票を作成すること。

| | 調査名称 | 調査範囲 | 調査要領 |
|---|--|--|------|
| 1 | 公立小・中学校において学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当し特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査 | 市区町村教育委員会 | 別添 1 |
| 2 | 教育と福祉の連携に関する調査 | | |
| 3 | 学校における医療的ケアに関する実態調査 | 国公立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（専攻科は除く。） | 別添 2 |

2 調査票の配布及び提出

(1) 調査系統は次のとおりであり、文部科学省はこの系統に従って調査票を配布する。

政令指定都市については文部科学省から直接調査票を配布するため、都道府県教育委員会は政令指定都市に調査票を配布する必要はない。

| | | | | | | | |
|-------|-------|---|------------------------------|---|-------------|----|----|
| 国立 | 文部科学省 | — | 附属学校を設置する国立大学法人 | — | 学校 | | |
| 公立 | 文部科学省 | — | 都道府県教育委員会 | — | (市区町村教育委員会) | — | 学校 |
| | 文部科学省 | — | 指定都市教育委員会 | — | 学校 | | |
| 私立 | 文部科学省 | — | 都道府県私立学校主管課 | — | 学校 | | |
| 株式会社立 | 文部科学省 | — | 特区制度により株式会社等が設置する学校を認定した市区町村 | | — | 学校 | |

(2) 市区町村（指定都市を除く。）教育委員会は所管の学校の状況を調査票に取りまとめ、都道府県教育委員会が定めた期限までに提出する。

(3) 国立大学法人、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県私立学校主管課及び特区制度により株式会社等が設置する学校を認定した市区町村は、所管又は所轄の学校の状況及び市区町村教育委員会から提出された調査票の内容を集計の上、文部科学省に提出する。

3 提出期限及び提出先

以下の回答期限までに電子メールにて提出すること。

(1) 調査 1・2

提出期限：令和 2 年 1 月 10 日（金）

提出先：kisokan@mext.go.jp

(2) 調査3

提出期限：令和2年1月17日（金）

提出先：seika@mext.go.jp

5 集計方法

都道府県教育委員会等から提出された調査票に基づいて、文部科学省において集計する。

6 結果の公表の方法

この調査の結果は、令和2年3月を目途に、文部科学省が公表する。なお、国政調査権に基づく資料要求や情報公開請求等があった場合には各都道府県・指定都市別の集計表または学校の個票等を提出する場合もある。

7 その他

昨年度の調査内容の見直しにより、「体制整備状況調査」は隔年の実施となったため、本年度の調査は実施しない。なお、本年度調査を実施しない調査について、各自治体において、域内の実態把握に必要と思われる項目については、引き続き実態把握をすること。

特別支援教育に関する調査の計画について(予定)

| 調査名 | 調査 発出 時期 | 調査対象 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--|----------------|--|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 通級による指導実施状況調査 | 6月 | 国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校(通信制を含む、専攻科は除く。)、中等教育学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 学校における医療的ケアに関する実態調査 | 11月 | 国公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(専攻科は除く。) | ○ ※公立のみ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 教育と福祉の連携に関する調査 | 11月 | 市区町村教育委員会 | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| 4 公立小・中学校において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査 | 11月 | 市区町村教育委員会 | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| 5 特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査 | 11月 | 国公立の特別支援学校(幼・小・中・高等部) | ○ | | ○ | | ○ | |
| 6 特別支援教育体制整備状況調査 | 11月 | 国公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校(通信制、専攻科は除く)、中等教育学校 | ○ | | ○ | | ○ | |
| 7 病気療養児に関する調査 | 11月 | 国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校(通信制を含む、専攻科は除く。)、中等教育学校、特別支援学校(幼・小・中・高等部) 都道府県・市区町村教育委員会 | ○ | | | ○ | | |

※上記については予定であり、特別支援教育に関する実態を把握し、政策立案にいかすため、調査項目や調査頻度については変更する可能性があります。
 ※上記の調査発出時期については目安です。